

函館工業高等専門学校自己点検・評価に関する規程

平成20年2月19日

函高専達第19号

(趣旨)

第1条 函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)が、本校の教育・研究、組織及び運営並びに社会貢献(以下「教育研究等」という。)の状況について自ら行う点検及び評価等(以下「自己点検・評価」という。)及び学外者による評価の結果に係る検証と活用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 自己点検・評価、及び学外者による評価並びに検証は、本校の教育研究活動等の質的向上を図り、本校の管理運営等の改善に資するとともに、一層の活性化と水準の向上を目指し、もって本校の目的及び社会的使命に応えることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自己点検・評価 学校教育法第109条第1項(同法第123条により準用)に定める自己点検及び評価
- 二 外部評価 本校が主体となって自己点検・評価の一環として行う学外者による評価
- 三 第三者評価 学校教育法第109条第2項(同法第123条により準用)に定める認証評価機関、その他高等教育の質保証を目的に行う評価

(委員会)

第4条 第2条に定める目的を達成するため、本校内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号)第17条第1項第二号に規定する点検評価委員会(以下「委員会」という。)が、本規程に定める事項を実施する。

(委員会の組織及び運営)

第5条 本校内部組織等規程第17条第2項の規定に基づき、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を以下の各項に定める。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長が指名する教員
- 二 総務課長
- 三 学生課長

四 その他校長が必要と認めた者

- 3 委員会に委員長を置き、校長が指名する。
- 4 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実施体制)

第6条 自己点検・評価に関する事項の総括は委員会が行い、各種委員会等（以下「実施組織」という）が、第8条に掲げる事項の自己点検・評価を行うこととする。

- 2 前項に規定する実施組織は、別に定める。

(実施方針)

第7条 自己点検・評価は、毎年度実施する。

- 2 第8条に掲げる事項等の自己点検・評価結果について、外部評価を実施する。
- 3 第三者評価は、学校教育法その他法令に定める認証評価機関の定める基準に従い、実施する。

(自己点検・評価事項等)

第8条 次の各号に掲げる事項について自己点検・評価を行う。

- 一 機関別認証評価が定める基準
- 二 その他必要と認める事項

(自己点検・評価結果の報告及び公表)

第9条 委員会は、実施組織が行った自己点検・評価の結果を取りまとめ、その内容を校長に報告する。

- 2 校長は、自己点検・評価の結果を、企画会議及び運営会議の議を経て、報告書等により公表する。

(外部評価)

第10条 外部評価については、外部評価委員会を設置し評価を行う。

- 2 外部評価委員会の組織及び運営については、別に定める。

(自己点検・評価及び外部評価結果に基づく改善)

第11条 校長は、自己点検・評価及び外部評価の結果、改善が必要と認められるものについて、当該実施組織にその改善策の検討を付託する。

- 2 実施組織は、前項の付託に対する改善策を校長に報告する。
- 3 校長は、前項の報告を受け、実施組織に具体的な改善を指示するとともに、次期年度計画等の策定に反映させる。

(自己点検・評価の資料及び保管)

第12条 自己点検・評価にかかるすべての資料は、函館工業高等専門学校法人文書管理要項（平成27年9月29日函高専達第6号）に基づき、文書管理者が保管する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、校長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第53号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第55号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月24日函高専達第1号)

- 1 この規程は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 函館工業高等専門学校点検評価委員会規程（平成20年2月19日函高専達第19号）は廃止する。

附 則(令和3年12月22日函高専達第6号)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年12月1日函高専達第6号)

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和5年3月8日函高専達第17号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和8年6月16日函高専達第7号)

この規程は、令和8年6月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。